国立大学法人電気通信大学基金規程

平成24年 2月21日 改正 平成28年 3月23日 平成28年 6月22日 平成28年 9月28日 平成28年12月27日 平成31年 3月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学基金(以下「大学基金」という。)の設置並びに管理 及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)に大学基金を置く。
- 2 大学基金に、電気通信大学基金(一般)(以下「大学基金(一般)」という。)及び学 資支援基金(経済的理由により修学が困難な学生向け)(以下「学資支援基金」という。) を置く。

(目的)

- 第3条 大学基金は、本学における教育研究の活性化及び学生支援並びにその活動環境の整備充実等を図ることにより、本学が掲げる目的の達成に資することを目的とする。 (事業)
- 第4条 大学基金(一般)は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供する ものとする。
 - (1) 本学の教育研究の活動支援及び環境整備に関する事業
 - (2) 本学の学生に対する奨学金等の修学支援に関する事業
 - (3) 本学の国際交流活動の推進に関する事業
 - (4) 100周年記念事業
- 2 学資支援基金は、前項第2号及び第3号の事業のうち、次に掲げる事業の用に供する ものとし、事業に供する場合においては、経済的な理由により修学が困難な学生等の支 援に限定するものとする。
 - (1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図る事業
 - (2) 学資を貸与又は給付する事業
 - (3) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担する事業
 - (4) ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント等本学の規則で定めるところにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する事業

(事業年度)

- 第5条 大学基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。 (大学基金の運営)
- 第6条 大学基金は、大学基金への寄附及びその運用による果実をもって運営する。
- 2 大学基金は、第4条に定める事業のほか、第3条に定める目的及び目的達成のために 必要な募金活動等に要する経費を支出することができるものとする。ただし、学資支援 基金から経費を支出する場合は、学資支援基金に係る募金活動等に限定して支出できる ものとする。
- 3 前項の経費の使途及び金額の範囲は、大学基金運営委員会及び役員会の議を経て、学 長が決定する。
- 4 大学基金の管理及び運営に関する重要事項は、大学基金運営委員会の議を経るものと する。

(大学基金の管理)

- 第7条 大学基金の管理は、国立大学法人電気通信大学会計規則第5条に定める財務に関する業務の総括責任者(以下「総括責任者」という。)が行う。
- 2 総括責任者は、大学基金の会計に関する業務を総括するとともに、毎事業年度終了後、 当該事業年度の大学基金に係る決算を行い、大学基金運営委員会の議を経るものとする。
- 3 学資支援基金の管理は、その他の大学基金と独立して行うものとする。また、その他 の大学基金への流用はできないものとする。
- 4 学資支援基金から貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸 与の結果として、被貸与者から金銭が本学に対して償還された場合にあっては、当該償 還された金銭は、再び学資支援基金に帰属するものとする。

(大学基金運営委員会)

第8条 本学に、大学基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第9条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 学長が指名する理事
 - (2) 情報理工学域長
 - (3) 大学院情報理工学研究科長
 - (4) 電気通信大学同窓会員のうちから学長が委嘱する者 若干人
 - (5) 本学の役員又は職員以外で大学に関し広い識見を有する者から学長が委嘱するもの 若干人
 - (6) その他学長が必要と認める者 若干人
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議事項)

- 第10条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 大学基金の事業計画に関すること。
 - (2) 大学基金の受入れ及び運用に関すること。
 - (3) 大学基金の予算及び決算に関すること。

- (4) その他大学基金の管理及び運営に関する重要事項 (実施事業の決定)
- 第11条 第4条第1項に掲げる事業のうち、各事業年度において実施する事業の選定及び その事業への基金からの支出額については、基金への寄附金の受入状況を踏まえ、委員 会及び役員会の議を経て、学長が決定する。
- 2 委員会は、各事業年度において実施する事業の運営及びこれに係る基金の執行について、当該事業を運営する組織等(以下「組織等」という。)に委託することができる。
- 3 前項により、委託を受けた組織等は、当該事業の実施結果(基金の執行状況を含む。) を、事業終了後速やかに、委員会に報告しなければならない。

(寄附者への報告)

- 第12条 委員会は、毎事業年度終了後3か月以内に、各基金の当該年度の収支状況を役員 会に報告するものとする。
- 2 学長は、前項の収支状況を寄附者に報告するものとする。 (大学基金事務局)
- 第13条 大学基金に関する業務を円滑に行うため、大学基金事務局を置く。 (雑則)
- 第14条 この規程に定めるもののほか、大学基金の管理及び運営並びに委員会及び大学基金事務局の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、平成24年2月21日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年6月22日から施行する。 附 即
- この規程は、平成28年9月28日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年12月27日から施行する。 WH 即
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。